

沖縄漁業をめぐる経済的諸問題

杉野 園 明

目 次

- 第一節 沖縄漁業の変貌に伴う諸問題
- 第二節 漁業形態別の問題点
- 第三節 当面する沖縄漁業の諸問題

第一節 沖縄漁業の変貌に伴う諸問題

本土復帰に際しての沖縄漁業の振興政策として展開されたのは、漁港の近代化、漁船の大型化、そして漁協の育成強化であった。本稿では、こうした振興政策の結果として、沖縄における漁業がどのように変貌してきたのか、またその変貌に伴ってどのような問題が生じてきているのかを統計的に整理し、実態調査をふまえながら検討していきたい。

(1) 漁業者および漁業経営体の動向

まず沖縄における漁業従業者数の推移をみておくことにしよう。1960年以降における沖縄の漁業従事者数は次のように推移している。

第(1)表 沖縄における漁業従業者数の推移(15歳以上)

	沖 縄	鹿児島	宮 崎	長 崎	全 国
1960年	9,983	17,614	8,213	51,642	676,269
1965年	8,304	14,389	7,344	47,855	602,808
1970年	4,486	12,927	7,581	42,950	534,881
1975年	4,590	13,182	7,556	38,493	475,311
1980年	4,999	13,934	7,914	38,213	461,150
1985年	4,483	13,380	7,478	35,351	421,296

【国勢調査】、各年版。1960年および1965年の沖縄分は【琉球の水産業】、1965年版、423ページ。

周知のように、1960年以降に展開された漁業近代化政策によって、全国における漁業従業者数は漸次的に減少してきている。特に1960年から65年に至る5年間は、本土における漁業就業者の減少は極めて激しいものであった。その後、領海200カイリ問題、とりわけ北洋漁業の大幅な削減は、遠洋漁業を中心とした北海道、山口、長崎における経営的漁業の撤収をもたらし、その結果として漁業就業者を引き続き減少させている。だが、1970年以降においては、鹿児島、宮崎などの南日本を中心とする地区では、漁業者の減少はそれほどでもなく、むしろ停滞的な状況にある。

沖縄の場合には、1960年から1970年までの期間に漁業就業者は半減しているものの、本土復帰前後から以降は、今日に至るまでほぼ停滞的な状況にある。

次に、経営体数は年次的にみてどのように推移しているであろうか。これを経営組織別にみたのが第(2)表である。

第(2)表で最も特徴的なのは、沖縄漁業の場合、その経営体のほとんどが「個人経営」であるということである。1982年および1983年における個人経営体の占める比重は実に98.5%にも達している。また本土復帰した1972年には、個人経営体の比重が最も低かった年であるが、それでも95.5%という極めて高い比重を占めていたのである。なお、個人経営体は1972年の本土復帰の年に3,120から4,340へと大幅な増加をみている。これは後述するように共同経営が大きく減少したことと関連するものと思われる。

また、会社経営については1972年を中心とした時期には28経営体あったものが、本土復帰してから5年後からは次第に減少をはじめ、1980年以降においては20経営体を割るような状況が続いている。つまり漁業会社による漁業経営が衰退していることを示している。

漁協による自営業も復帰した1972年頃は、5～6の経営体があったのに比べて、1980年以降はその半分の2～3経営体となっている。しかし、1985年以降は再び漁協による自営業は増加する傾向となっている。

共同経営によるものは、本土復帰前までは100を越える経営体があったが、本土復帰の時期から急減しはじめている。1978年には39経営体までになったが、

第(2)表 経営組織別経営体の推移

	計	個人経営	会社経営	漁協自営	共同経営	生産組合	試験所
1965	3,033	2,793	20	14	203		3
1970	3,236	3,097	26	10	101		2
1971	3,821	3,658	22	9	130		2
1972	3,120	2,982	28	6	102		2
1973	4,340	4,245	23	5	65		2
1975	4,438	4,349	27	6	54		2
1976	4,213	4,130	29	5	47		2
1977	4,025	3,952	24	5	42		2
1978	3,931	3,860	26	4	39		2
1980	4,553	4,481	19	2	49		2
1981	4,481	4,413	17	3	46		2
1982	4,337	4,274	16	3	42		2
1983	4,322	4,259	15	3	43		2
1985	4,556	4,476	18	4	54	2	2
1986	4,577	4,500	18	4	51	2	2
1987	4,661	4,587	17	5	49	1	2

〔沖縄農林水産統計年報〕、第1次、第2次、第6次、第10次、第16次。なお、1965年については〔琉球の水産業〕（1965年）による。

また、1972年9月1日現在、1973年11月1日現在である。その他はいずれも1月1日現在である。欠落させている年次は漁業センサスを参照せよ。

1980年以降は若干の変動を伴いながらも、1985年以降はほぼ50を数えるまでに回復してきている。試験所は1965年の3を除けば、復帰前も復帰後も2経営体で変化はない。

最近になって、漁業生産組合が新しい経営体として登場してきているが、1987年には減少している。

続いて、これらの経営体を階層別にみた場合、どのような年次の推移を辿っているであろうか。それを示したのが次の表である。

この階層別にみた経営体の年次的変化は、登録漁船数の動向とほぼ同じ傾向を示している。簡単に要約すれば、漁船を使用しない経営体は本土復帰後において、つまり1973年から1978年までの6年間に、1,182から406へと半数以下になったが、その後は若干の変化を伴いながら、450の前後という停滞的な状況にある。小型漁船については、1t未満の階層は本土復帰後において2,000程度から1983年の1,548まで減少したが、それ以降は1,500台で停滞的傾向にあ

第(3)表 階層別経営体数の推移

	総数	漁の船のみ	無動力非使用	1t未満	1~3t未満	3~5t	5~10t	10~20t	20~30t	30~50t	50~100t	100~200t	200~500t	500~1000t	1,000t以上	定置網	海面
1972年	3,120	?	210	2,282	335	82	19	51	7	47	16	11	13	7	6	34	?
1973	4,340	1,182	279	1,938	566	85	42	53	7	45	12	6	6	8	9	98	4
1975	4,438	847	250	1,978	967	115	53	51	3	36	21	9	4	13	5	77	9
1976	4,213	559	207	1,891	1,114	130	57	60	4	33	11	8	7	10	4	109	9
1977	4,025	477	169	1,743	1,200	133	42	62	1	23	18	12	6	7	3	120	9
1978	4,931	406	155	1,666	1,231	142	40	66	4	22	16	13	8	7	2	122	11
1980	4,553	565	145	1,644	1,322	199	55	85	1	9	17	14	8	4	1	147	337
1981	4,481	445	125	1,592	1,333	208	54	77	1	11	18	12	8	2	—	150	445
1982	4,337	445	106	1,571	1,338	213	53	75	3	21	13	10	8	1	—	148	331
1983	4,322	418	95	1,548	1,465	225	45	85	2	15	9	4	7	1	—	160	249
1985	4,556	450	125	1,553	1,577	244	49	109	2	9	8	1	4	1	—	173	251
1986	4,577	468	95	1,520	1,579	243	44	107	2	9	8	1	3	2	—	172	324
1987	4,661	478	84	1,537	1,637	255	51	103	2	9	7	1	3	1	—	158	335

〔沖繩農林水産統計年報〕、第1次、第2次、第6次、第10次、第16次。1972年は9月1日、1973年は11月1日現在。その他は1月1日現在。

る。それと好対照をなすのが1~3t未満の階層であり、この階層は本土復帰以降急速に増大し、1973年には566であったものが、1980年には1,322となっている。1982年まではほぼこのような状況で停滞していたが、その後は再び増加傾向に転じ、1987年には1,637となっている。3t未満の階層に限定してみると、1975年以降は約3,100程度で停滞しているところに特徴がある。

3~5t未満の階層は、本土復帰時には85であったが、その後は漸次的に増加し、1987年には当時の約3倍、つまり255にまでなっている。

5~10t未満の経営体は本土復帰後の19から1976年にかけて57まで増加したが、その後は50を前後して停滞している。10~20t未満の階層では、復帰前後は53程度であったが、その後増加傾向を辿り、1985年以降は100に達している。しかし、最近ではむしろ減少傾

向を示している。

問題となるのは20 t以上の階層である。20～50 t未満の階層では、復帰時に50を越えていたが、その後急減し、1980年以降は1982年に24を示したのを最高に、1985年以降の経営体数は11で停滞している。50～200 t未満の階層については、復帰時に28であったが、年次によってかなりの変動を伴いつつも、1981年までは30程度を維持していた。しかし、1983年以降は急減し、その後の経営体数は7～9に留まっている。200～500 t未満の階層は復帰時に20の経営体があったが、その後はこの水準に戻ることなく、若干の変動を伴いつつも減少の一途を辿り、1987年の段階では、僅か4の経営体になってしまっている。1,000 t以上の大型漁船をもつ階層は、本土復帰以降、多い年には9経営体を数えたが、1975年以降は毎年1経営体ずつ減少し、1981年の段階で皆無になってしまっている。

定置網漁業を営む経営体は復帰後において1972年(34)から翌年(98)にかけて急増したものの、それ以降の増加率は低下し、1985年には173という最多になるものの、それ以降は停滞ないし減少の傾向を示している。海面養殖業は本土復帰の時点では皆無に等しい状況にあったが、1978年(11)から1980年(337)にかけて急激に増加し、さらに翌1981年には445の経営体を数えるまでになったが、それ以降は249(1983年)まで低下し、その後は漸次的にはあるが増加の傾向を示している。

以上を要約すると、本土復帰後に漁業就業者は半減したが、その後は停滞的状况にあった。これを階層別にみると、大型漁船を使用する遠洋漁業や近海漁業の停滞ないし壊滅によって、5 t以上の階層では停滞ないし減少傾向にある。同様に漁船を使用しない経営体および1 t未満の零細階層の経営体では、漁船の大型化政策の結果として減少し、1～5 t規模の階層へと転化していったとみられる。このことは経営体数が停滞的状况にあることによって裏付けする。概略的にみれば、沖縄県の漁業経営体は中規模化への傾向を示しているともいえるが、5 t以上の経営体が停滞ないし減少傾向にあることを考慮すれば、むしろ5 t未満の漁船を利用する小規模漁業に留まるをえない状況にある。換言

すれば漁業経営を大規模化していくには一定の限界があったのではないかと推測される。では、その限界が一体何であったのか、この課題についてはのちに分析することにしておこう。

(2) 漁業生産量の変化

沖縄県における漁業経営体はその極零細性を脱脚しながらも、なお大規模経営へと発展していくには一定の限界があったことを統計数字から推測することができた。それでは、沖縄県における漁業生産量はどのように変化してきたのであろうか。その漁業生産量を部門別に明らかにしたのが次の表である。

第(4)表 沖縄県における漁業部門別生産量の推移

年次	合計	海面漁業			海面養殖業	内水面養殖業
		沿岸	沖合	遠洋		
1971	48,874	8,338	21,956	18,416	53	111
1972	54,635	8,941	22,531	22,427	2	734
1973	71,092	12,197	33,306	25,175	12	402
1974	88,275	13,173	49,670	24,934	26	472
1975	52,083	13,287	23,348	14,848	13	587
1976	71,296	12,446	44,396	13,658	29	767
1977	61,669	13,214	34,122	13,438	71	824
1978	88,848	11,954	62,715	13,207	206	766
1979	70,460	11,476	48,951	8,108	1,143	782
1980	62,802	13,395	37,986	7,586	2,780	1,055
1981	51,449	13,747	27,511	4,448	4,955	789
1982	29,609	14,808	7,744	4,301	1,721	1,036
1983	33,371	15,839	10,445	4,251	1,976	859
1984	47,825	15,095	28,124	455	3,306	845
1985	51,289	14,770	30,617	440	4,676	786
1986	50,082	15,853	27,247	570	5,814	598

【沖縄農林水産統計年表】、前出、第6次、第10次、第16次より作成。

前表をみると、漁業生産量は年次によってかなりの起伏がある。1972年から1986年までの期間を通じてみれば、年間約5万tの生産が沖縄県における平均的な漁業生産量となっている。また本土復帰前の数年でも約5万t程度の漁業生産量となっている。本土に復帰してからは、1973年と74年にはそれぞれ7万tと8万8千tという高い生産量があり、その後は1976年と1979年に約7万t、

1977年6万t、そして1978年には最高の8万8千tの生産を行っている。しかしながら、1980年以降は漸次的に漁業生産量が減少し、1982年と1983年には約3万tまで低減している。その後はゆっくりと増加し、1986年には約5万tにまで回復するに至っている。

ところで、これを部門別にみると大きな差異がある。沿岸漁業については、本土復帰前後には約8千tの生産量であったが、その後漸増し、1973年から1980年までは約1万2千t前後で推移し、1981年以降においては1万4千tから1万5千t台へと増加し、現段階（1986年）では1万6千tに達しようとしている。

沖合漁業については、復帰直前の1971年から生産量は年々約1万t程度の規模で著しい増加を辿ったが、それも1974年の約5万tまでで、翌1975年には2万3千tへと急減し、そのまた翌年には4万4千tまで回復する。1977年には3万4千tと約1万tの減少があったかと思えば、1978年には6万tを越える漁業生産量をあげている。沖合漁業の最盛期はこの年までであり、その後は年々約1万tの減少という急減傾向を辿り、1982年には遂に7千7百tという最低の漁獲量となっている。それ以降は徐々に回復してきているものの、1984年以降はほぼ3万t程度の漁業生産量で停滞している。

遠洋漁業については、復帰直後の1972年以降は漁業生産量も、これまでの約2万tから1973年と1974年は2万5千t台を記録したが、その翌年の1975年には1万5千t台へ減少し、1976年から1978年までの3年間は1万3千t台を維持したものの、1979年と1980年には8千t台まで低落し、1981年から1983年までは4千t台に踏み止まったものの、1984年以降は約500tまで低落してしまっている。極端に言えば、本土復帰前後に盛んであった沖縄県の遠洋漁業が、1984年以降は壊滅的状况になっているということである。

海面養殖業についてみると、本土復帰前後はせいぜい年間50t程度の生産量であったものが、1978年頃から急成長をはじめ、1979年には1千t台に、そして1980年には3千t台に迫り、1981年には約5千tにまで増加している。この1981年が一つのピークを形成し、その翌年および翌々年には2千t弱の規模に

なり、その後はまた増加傾向となって1984年には3千t台を越え、1985年には4千6百t台に達し、1986年には5千8百tを越えて、6千t台に迫る勢いを示している。従って、海面養殖漁業の生産量が急増してきた原因を解明し、この増加に伴う問題の所在を明らかにすることが課題となる。

内水面養殖業は復帰の1972年に、前年の100t台から一挙に700t台に増加したものの、その後は400tから800tの間を低迷し、1980年と1982年に1,000t台に達したものの、1983年以降は減少傾向を辿り、1986年には600t台まで低下してきている。この減少の原因を明らかにすることも沖縄漁業では一つの課題となるであろう。

以上が部門別にみた沖縄県における漁業生産量の動向と問題点であるが、なお海面漁業の問題点については、これを一層詳しく明らかにするために、漁業形態別に分析することにしよう。

第(5)表によれば、本土復帰後における沖縄漁業の形態別動向が明らかとなる。すなわち、沖縄県の漁業振興は、漁船の近代化および漁港の整備拡充、漁協の育成・強化という施策を通じて展開されてきた。しかし、このような生産力的な振興政策の結果は、領海200海里問題や市場問題、あるいは本土資本との競合によって、南方トロール（遠洋底曳網、以西底曳網）、遠洋鮪延縄、遠洋鰹一本釣、近海鮪延縄という四つの大型漁業形態における生産量を劇的にまで減少し、これらの漁業を壊滅的状況に至らしめたのである。

この経過を具体的な数字でみると、これら四つの漁業における生産量の合計は、1971年には19,590t、1972年には24,123t、1973年には26,871tと増加傾向を示し、沖縄県の遠洋漁業はその将来性を期待することが可能であった。しかし、1974年以降になると、これら四つの漁業形態のもとでの生産量は急激に減少し、最近では、1984年には558t、1985年には514t、1986年には628tという具合に壊滅的な状況になっているのである。これは驚くべきことである。

漁業の近代化や大型化という生産力拡充政策を推進すれば、漁業生産量は拡大していく筈なのに、全く逆の事態が生じているのである。どうしてこのような状況になったのか、その原因は何か。この問題を解明することが、沖縄県の

漁業をとりまく政治経済的な諸関係の基本的な性格を明らかにすることになると思われる。

上記四つの漁業形態以外の漁業について分析を進めよう。近海鯉一本釣漁業における生産量の年々の推移をみると、極めて不安定な状況となっている。1978年には57,000tを越える生産量を示したかと思えば、1982年や1983年には僅か700t程度の生産量に留まり、1984年から以降は20,000tに近い生産量となっている。この近海鯉一本釣漁業は、生産量からみた場合、1986年段階における沖縄漁業を代表する漁業形態であり、それだけに漁業生産量の不安定性

第(5)表 沖縄県における漁業形態別漁業生産量の推移 (単位:t)

年次	県計	遠洋底曳網	遠洋鮎延縄	近海鮎延縄	遠洋鯉一本釣	近海鯉一本釣	捲網	敷網	刺網	近海鯉一本釣	遠洋鯉一本釣	いか釣	その他釣	沿岸鮎延縄	その他延縄	定置網	採貝	採藻	その他漁業
1971	48,710	4,692	10,549	2,138	2,211	19,236	412	172	900	82	329	2,211	4	560	44	81	2,189	2,896	
1972	53,899	5,971	12,334	1,720	4,098	19,231	255	94	1,026	161	1,739	2,824	6	566	142	62	1,260	2,408	
1973	70,678	6,087	9,652	1,696	9,436	29,697	192	97	915	1,961	1,436	2,735	578	904	256	469	2,505	3,807	
1974	87,777	5,847	7,487	2,029	11,600	45,908	341	82	1,170	969	844	2,618	432	1,212	289	440	2,473	4,036	
1975	51,483	4,779	4,027	1,114	6,042	19,897	225	150	1,212	1,505	503	3,675	614	1,173	281	458	890	4,938	
1976	70,500	3,772	3,150	819	6,736	41,302	252	185	1,148	954	304	3,167	1,224	1,014	411	262	2,271	3,529	
1977	60,774	5,320	4,132	750	3,986	30,037	345	146	1,080	1,906	275	3,594	1,397	1,027	489	365	2,480	3,445	
1978	87,876	4,320	2,757	648	6,131	57,163	308	102	1,452	2,082	339	3,678	2,642	1,001	761	314	543	3,635	
1979	68,535	2,093	1,871	840	4,144	43,090	98	48	1,227	1,200	267	3,700	3,602	979	777	346	649	3,604	
1980	58,967	313	1,305	934	5,968	31,395	280	60	1,191	1,820	232	4,203	3,727	1,183	519	806	3,804		
1981	45,706	83	804	684	3,561	21,171	137	74	1,426	1,431	230	4,035	4,097	1,443	507	958	4,326		
1982	26,852	82	828	493	3,391	738	120	39	1,430	1,804	244	3,935	4,683	1,242	1,021	723	1,999	4,080	
1983	30,536	46	884	229	3,321	725	161	107	1,492	3,022	262	3,998	7,018	1,122	1,081	780	2,680	3,607	
1984	43,674	61	394	103	—	18,560	141	498	1,543	1,951	283	4,126	7,751	961	1,212	763	1,689	3,638	
1985	45,827	70	370	74	—	21,283	135	541	1,622	1,190	296	4,047	8,280	922	1,283	737	1,275	3,702	
1986	43,670	70	500	58	—	17,963	126	344	1,643	820	385	4,420	8,534	982	1,151	840	1,924	3,900	

【沖縄農林水産統計年報】前出、第4次、第6次、第10次、第16次より作成。なお、「遠洋底曳網」は、旧来の「南方トロール」と最近の「以西底曳網」を合して計上したものである。

が漁業における直接的な生産条件（例えば漁業資源問題など）に起因したものでどうか、これも沖縄県における漁業問題としては検討しなければならない重要な問題である。

捲網、敷網、刺網の漁業については全体にみて、漁業生産量はそれほど多くなく、かつ停滞傾向にある。捲網漁業の生産量については、やや衰退傾向を示しているものの、敷網漁業および刺網漁業の生産量については漸次的にはあるが上昇傾向にあるとみてよいであろう。

沿岸鰹一本釣漁業は年次的にやや不安定な生産量を示し、年間約2,000 t程度となっているが、1983年の3,000 tをピークとして、ここ数年は次第に減少している。いか釣漁業は本土復帰直後の1972年とその翌年は、1,500 t程度の生産量に達していたが、それ以降は減少し、1976年以後は200 tから300 t程度の生産量で停滞している。その他の釣漁業は復帰直後の2,200 tから増加傾向を辿り、1986年にはその倍の4,400 tにまでなっている。

注目すべきは沿岸鮪延縄漁業である。沖縄県では、1971年頃から始められた漁業形態で、1973年に578 tという実績をあげてからは急速な発展を遂げ、1975年から1976年にかけて600 tから1,200 tへと倍増、また1977年から1978年にかけて、1,400 tから2,600 tへとほぼ倍増、1982年から1983年にかけては4,700 tから7,000 tへと飛躍的に上昇し、さらに1986年までに8,500 tの生産量をみるに至り、生産量からみれば近海鰹一本釣漁業に次いで沖縄県における主要な漁業形態となっている。したがって、この沿岸鮪延縄漁業が成長してきた要因は何であったのか、また現時点において何が問題となっているのか、その点を明らかにする必要があるであろう。その他の延縄漁業は停滞気味である。

沖縄県における定置網漁業は、本土復帰直後から始められ、1980年までは順調な発展を遂げてきている。しかしながら、1980年を境にして、この漁業形態も停滞状況にある。採貝漁業も1973年頃から展開を始め、1973年から1981年までは約500 t程度あるいはそれ以下の水準で停滞していたものの、1982年からは700~800 t台へと、その生産量は増加してきている。採藻漁業は自然的諸条件が強く作用する漁業形態であるだけに、年々によって生産量にばらつきがあ

り、多い年は2,680 t、少ない年で540 tとなっている。

その他の漁業は、沖縄独特の「追い込み網」漁業と棒突漁業を含んでいるが、本土復帰直後に、その生産量が1,000 t程度増加したものの、その後は3,600 t～4,000 t程度の生産量を続けており、全体としては停滞的状況にある。

以上、沖縄県における海面漁業について、漁業形態別にその生産量の年次的推移をみてきたが、その結果として検討すべき課題は次の通りである。

第一に、遠洋底曳網漁業をはじめとする四つの漁業形態の漁業がなぜ衰退したのかということであり、第二に、近海鰹一本釣漁業が1982年と翌83年になぜ急激な減少をみせたのかという問題である。そして第三に、沿岸鮪延縄漁業が近年その生産量を上昇させている原因の解明とその問題点を明らかにすることである。また部門別生産量の年次的推移のところで問題を提起しておいたように、海面養殖業における生産量急増の原因と問題点、および内水面養殖漁業の衰退原因を明らかにすることも課題となる。以下では、これらの諸問題を順次検討していくことにしよう。

第二節 漁業形態別の問題点

(1) 遠洋底曳網および遠洋鮪延縄漁業の衰退

遠洋底曳網、遠洋鮪延縄漁業および遠洋鰹一本釣漁業は、本土復帰時の1973年において年間それぞれ6千t、1万t、9千tの生産量を誇り、これら遠洋漁業は、近海鰹一本釣漁業とならんで沖縄を代表する漁業形態であった。だが、本土復帰以降、とりわけ1979年ころから生産は急減をはじめ、1986年段階では70t、50t、0tという壊滅的な状況に陥っているのである。そして、これが本土復帰以降における沖縄漁業の基本的な問題であるということは既に指摘しておいたところである。

まず、その原因であるが、遠洋漁業（動力船80t以上の階層により行われるかつお一本釣り、まぐろはえなわ等をいう）については次のように言われている。

「外国及び県外を根拠地として営まれている遠洋漁業の生産量は、諸外国の200海里水域の設定及び燃油価格の高騰の影響を最も大きく受けて年々減少しており、58年には4,251 t（生産額で15億3,300万円）で、漁業総生産量の12.7%（同7.8%）となっている。（中略）

遠洋かつお漁業は、主として南太平洋（ギルバート、サモア諸島周辺水域）を漁場として300～500 t型鋼船でかつお類を漁獲している。また、遠洋まぐろ漁業は、主にハワイ周辺及びアメリカ大陸沖合を漁場として200～300 t型鋼船でめばち、きわだまぐろ等を漁獲している。

水産物移出の中核をなしていた遠洋かつお、まぐろ漁業の漁獲量が低迷しているのは、国際漁場環境の変化、労働力の不足等に加えて資本力も低い弱な中少企業経営体が主であることが背景となっているものと考えられる。今後は、企業の合併・合理化を促進し、遠洋かつお、まぐろ漁業の健全な発展を図っていくことが必要である。

なお、アフリカ西岸を漁場として、たこ、いか類等を漁獲している遠洋底びき網漁業（以西底びき網を除く）は、200海里体制の定着下で入域制限、入漁料負担の過重等漁業環境の悪化により55年途中より操業を中止している¹⁾。」

200海里体制問題として現れている現段階における領域設定と資源確保の問題は、両体制間の矛盾の反映であると同時に、社会主義建設の困難性と資本主義体制内における国際的な独占資本間の競争の激化に起因している。この結果、世界の海域で操業していた日本の遠洋漁業が、当該海域から政治的に排除されるか、高額な入漁料を負担せざるをえない状況に追い込まれることになった。また、燃油価格の高騰が、遠隔地に漁場をもつ遠洋漁業はもとより、沿岸漁業に対しても大きな負担を強いることになった。

沖縄における遠洋漁業も、こうした国際的な漁業環境の悪化の中で衰退を余儀なくされることになり、かつ沖縄漁業資本の脆弱性が、この衰退に一層大きく拍車をかけることになった。しかし、事実上の問題は、南方漁業における本土資本と沖縄資本との関係が、独占資本と中小下請資本との関係にあり、その

魚価の低さに問題があったのである。²⁾もしも、沖繩漁業資本が大きければ、かかる国際的な漁業環境の悪化に独自の対応していくことも可能であったからである。つまり、現実には本土の大手水産資本によって、ダミーや現地企業との合併による操業継続が続けられているからである。つまり、第一節で問題を抽象的に提起しておいたように、本土復帰後における本土の漁業資本との競争関係が、ここでは具体的な問題となって現れ、その競争戦の結果、沖繩漁業は敗退していったというのが事実なのである。本土復帰後の沖繩漁業資本にとって、本土の漁業資本と競争できるだけの資本蓄積と、それによる漁業生産力の拡大が可能であったかどうか、また、そのような施策や条件づくりが具体的にとられたかどうか。「企業の合併・合理化」などと抽象的に言っても、本土大手漁業資本との関連を抜きにして、沖繩の遠洋漁業が「健全な発展」をしていく展望をもつことは困難である。

また、アメリカ沿岸海域における操業が、本土復帰とともに不可能となってきたのは、沖繩が日本に復帰したということが原因になっているとも考えられる。つまり、沖繩がアメリカの明白な管理支配体制下に留まっている限りにおいては、アメリカ周辺海域から締め出されるという事態は、沖繩に対する慰撫政策という視点からも発生しなかったのではないかと考えられるからである。

さらに、沖繩における遠洋漁業の衰退原因としては、上記の引用文では指摘されていないが、市場問題をあげることができよう。この市場問題というのは、本土復帰前にあっては、琉球政府のもとで、アメリカ本国に対しても、また在沖繩米軍に対しても、一定の販路を確保することが可能であった。しかしながら、本土復帰以後においては、日本の独占的水産資本との競争関係のもとに置かれることになり、その独自の位置が奪われると同時に、日本本土に対する市場の確保も困難となり、結果として沖繩の漁業資本は衰退せざるをえなかったのである。このことは、復帰前における沖繩の漁業資本が、本土資本の下請的存在であったとしても問題の本質を変えるものではない。問題はあくまでも、沖繩漁業資本の脆弱性に起因した資本主義競争での敗退、それも復帰後における漁業政策の展開によって加速された形態での敗退が、沖繩における遠洋漁業

の衰退の原因であったといつてよいであろう。

(2) 近海鰹一本釣漁業の問題点

近海鰹一本釣漁業が、沖縄県における主要な漁業種類の一つであることは、すでに見ておいたところである。ところで、その鰹一本釣漁業の生産量が1982年と83年に急激な減少をみたのはなぜかというのが問題であった。この点については、「南方基地かつお漁業のうちパプア・ニューギニア水域における操業は、米国でのかつおの消費低迷と魚価の低落、国内における魚価低迷等による経営不振等を理由に県漁船団の親会社は、57年から操業を中止した。このため、親会社傘下の県漁船団(32隻)は、出漁準備金等の資金確保ができず、出漁を断念したことから、57、58年と漁獲量は皆無となっている。

なお、沖縄海外漁業株式会社、パプア・ニューギニア現地会社、パプア・ニューギニア政府との間で操業再開に向けての合意が成立(59年5月)し、59年7月に操業を再開した。³⁾

この文章からも推測されるように、沖縄における近海鰹一本釣漁業の大半が南方基地を拠点とするものであった。それだけに漁業生産力としても、また漁業資金としても一定の資本が必要であるが、それと同時に資本主義的市場の狭隘性という矛盾との関連で、大きな問題を抱えていたことが判る。すなわち、「米国でのかつおの消費低迷」というのも、アメリカの総輸入規制問題との関連を推測せざるをえないし、また「国内における魚価低迷」という問題も、静岡、三重をはじめ、高知、宮崎、あるいは鹿児島といった鰹漁業の盛んな諸地域との競争結果としての乱獲と、水産加工部門をはじめ水産流通部門における独占資本の蓄積動向が、その背後にあるものと推測せざるをえない。鰹の過剰な漁獲が続く状況のもとでは、全国的な漁獲調整が民主的に行われる必要があるが、独占資本が支配的な資本主義体制のもとでは、これは極めて困難である。したがって、従来のように本土資本の下請的存在から脱脚し、当面は本土における大規模な漁業資本と競合ができるまでに、沖縄の鰹漁業資本がそれ自体で資本規模を拡大して漁業生産力を発展させると同時に、独自の市場を確保する

ことが課題として残されることになる。

(3) 沿岸鮪延縄漁業の発展と問題点

沿岸鮪延縄漁業は、南シナ海を漁場として19 t 型FRP船を主体に鮪類を漁獲するものであり、1983年以降において急速に伸長してきた漁業種類である。しかし、この漁業が伸長してきた原因とその問題点については、次のような指摘がなされている。

「沿岸まぐろ漁業は、漁労体数の増加等により漁獲量は増加傾向にあり、本土への主要な移出水産物となっている。しかしながら、一方では外国の200海里水域の設定により漁場は狭められており、漁場の確保、適正漁労体数への調整等が今後の課題である。」⁴⁾

ここでは、沿岸鮪漁業において生産量が増加した原因を漁労体の増加という点に求めている。しかしながら、この漁業が伸長していった本来的な原因を求めるとすれば、かかる漁労体が、あるいは同じことだが1983年以降において19 t 型の漁船が、なぜ増加したのかということ进行明らかにしなければならない。つまり、沖縄の遠洋漁業が衰退する過程での労働力移動、燃費の効率性、あるいは19 t の漁船を新しく建造する場合の優先的融資など、沿岸漁業への転換政策や新しい漁法の導入などに原因を求めるべきであったろう。

(4) 海面養殖業の現状と問題点

沖縄における海面養殖業は、本土復帰前後の時期には僅か50 t 程度の生産量でしかなかったが、1978年以降から次第に盛んとなり、特に1981年には5,000 t の生産量に達してから市場問題に直面し、以後2,000 t を割るような生産状況が続いたものの、1984年からは再び生産量が増大傾向を示し、1986年には6,000 t に迫る勢いを示している。問題は、沖縄における海面養殖業がどのようにしてこのように急成長をしてきたのか、またこの急成長にともなって何が問題になっているのかということ进行明らかにすることである。

海面養殖業については、「昭和51年にもずくの人工採苗等栽培技術が確立」⁵⁾

して以来、もずくの生産量は急速に増加してきたが、問題点としては以下のよう
なことが指摘されている。

「海面養殖業では、もずく、くるまえばい等の養殖が行われ、旺盛な需要
に応じて生産量は年々増加してきたが、生産量の大半（91.9%）を占める
もずくの生産調整が行われたため、57年には激減した。58年の生産量は前
年を上回る1,976 t（生産額では16億3,300万円）で、漁業総生産量の6%
（同8.3%）を占めている。

—中略—

もずく養殖は、その養殖方法（網ひび養殖）が容易であることもあり、
水産業改良普及員により、53年以降本島周辺の離島において急速に技術普
及され、現在では『沖縄もずく』として本土出荷されている。今後は、品
質の向上及び販路の拡充を図り、沖縄における重要水産物として位置付け
ていく必要がある。⁶⁾…」

この引用文に出てくる「もずくの生産調整」問題というのは、本島北部周辺
の離島における漁協では「消費量にみあった適正な生産量を確保し、本土の消
費者等と契約して、適正かつ安定した価格を維持しながら、恒常的な出荷体制
をとりたい⁷⁾」という方向と「国民の欲求にみあった生産量を確保し、かつ価格
を低廉にして販路を拡大することが重要であり、過剰生産に対しては貯蔵施設
を完備することによって出荷調整をすればよい⁸⁾」という本島南部地域における
漁協の方向とが対立している事実を指している。この対立は漁協間における経
済的対立であるが、その根底にあるのは資本主義的生産様式に規定された矛盾
なのである。すなわち、ここにあるのは、もずく生産の無限則的拡大と狭隘な
市場との矛盾関係に対応する漁協の苦悩であって、これを漁協間の対立関係と
して個別的には解決出来ない問題であることを認識しておく必要がある。

また、くるまえばいの養殖については、本島南部および久米島で行われている
が、本土の飼料会社から移入する餌（配合飼料）の価格が台湾からの輸入品に
比して高いという問題がある。⁹⁾

(5) 内水面養殖業の問題点

沖縄漁業において、内水面養殖業が占める比重はそれほど大きくない。その実態と問題点については、次のように指摘されている。

「内水面養殖業では、うなぎ、こい等の養殖が行われているが、その生産量は僅少で、58年の生産量は859 tとなっている。なお、生産量の97%強をうなぎ養殖業が占めている。沖縄におけるうなぎ養殖業は、うなぎが温水性であり、沖縄は他府県に比べ温暖な気候に恵まれていることもあって、魚体の成長が早いという有利な条件を備えている。反面、種苗を全量県外に依存しているため、種苗の供給が不安定であること、生産原価に占める種苗費の割合が高いこと等の不利な点もあり、今後の振興発展のためには、これらに対する早急な対応が必要である。¹⁰⁾」

この文章で指摘されている問題点は、生産局面での問題点に限定されているが、それに加えて本土における価格競争の問題がある。つまり、本土で生産されるウナギはもとより、台湾等から輸入されるウナギとの価格および品質面での競争が極めて熾烈であることを把握しておかなければならない。また、「養殖技術の向上により成魚への歩溜り率を上昇させなければならないなど課題は多い。」¹¹⁾という指摘もなされている。

- 1) 『沖縄農林漁業の動向』、沖縄総合事務局農林水産部、昭和60年、230～231ページ。
- 2) 『本土復帰による沖縄社会経済変動調査報告書』（上巻）、沖縄社会経済調査委員会、昭和55年、289～291ページ参照。
- 3) 『沖縄農林漁業の動向』、前出、昭和60年、229ページ。
- 4) 同上、230ページ。
- 5) 『沖縄漁業の動き』、昭和57年、沖縄総合事務局農林水産部、昭和59年、1ページ。
- 6) 『沖縄漁業の動き』、昭和60年、前出、231ページ。
- 7) 1988年8月3日、伊平屋漁協での聞き取り調査結果。
- 8) 1988年8月9日、知念漁協での聞き取り調査結果。
- 9) 同前、及び1987年8月10日、久米島漁協での聞き取り調査結果。
- 10) 『沖縄農林漁業の動向』、昭和60年、前出、232～233ページ。
- 11) 「沖縄の漁業—活性化の方向を探る」、『金融経済』、No. 225、琉球銀行調査部、

昭和60年，14ページ。

第三節 当面する沖縄漁業の諸問題

前節では、沖縄の本土復帰に関連して展開された漁業政策や漁業構造の変貌に伴う諸問題について検討してきた。本節では、沖縄漁業が当面している一般的な諸問題について考察することにした。具体的には、まず資本主義的生産様式のもとで、資本の蓄積運動にとってもっとも困難なのは、いわゆる市場問題であり、このことは沖縄の漁業についても当てはまる。したがって、本節では、その最初の検討問題として、流通ルートも含めた市場問題を取り上げる。第二の問題としては、漁場調整の問題がある。知事許可漁業や農林水産大臣の許可や漁業の認可が必要な指定漁業制度があり、かつ漁業計画制度による共同漁業権や区画漁業権、定置漁業権の設定、さらには領海設定による漁船の領海侵犯という問題もある。沖縄でも、漁場をめぐる厳しい競争が展開されており、その実態と問題点を明らかにしたい。第三の問題として、漁場環境の問題、すなわち漁場の荒廃や専管水域200海里との関連による利用制限の問題がある。ここでは他産業（農業や観光業）との関連や米軍基地との関連を取り上げたい。

(1) 沖縄漁業と市場問題

沖縄における水産物の流通系統は7つに大別されているが¹⁾、ここでは沿岸漁業における一般魚の場合と鮪・鰹の場合とに区分して考察する。

(イ) 沿岸漁業における一般魚の場合

戦前のもとより、本土復帰以前における沖縄の沿岸漁業は、クリ舟を主な生産手段とし、漁獲物の多くは「浜売り」をする程度のものであった。漁獲物も少量多種で、まとまった「商品」として市場に出すことは困難であった。この性格は現在でも基本的には変わっていない。すなわち、「沿岸水域には、黒潮に沿って湧昇流や潮目、温流域の発生している場所が多く、このような場所に

マチ類、タイ類等の底魚や瀬付きのかつお等の漁場が形成されている。しかしながら、沖繩沿岸水域は、本土水域に比べ生息する魚介類の種類は多いものの、その生産力は低く、水産資源量は豊富とはいえない。²⁾という状況にある。また、多種とはいっても熱帯性の魚類が多く、食用に供されるものとしては、ハタ類やミー類、あるいはタイ類、マチ類などに限定されており、しかもこれらの魚種については、漁獲された魚の大きさに差異があって、同じ大きさの魚を大量に出荷することは困難である。大量に採れる魚の例としては、追い込み網で有名なグルクン（たかさご・沖繩の県魚）があり、これは大衆魚である「赤魚」などと一緒に市場（那覇市公設市場など）に出ている。しかし、一般の鮮魚店は「さしみや」と称して、刺身になるマチ類、ハタ類の切り売りに限定している場合が多い。最近ではハマチなどが賞味されているが、これは本土からの移入に頼っている。また、新鮮なグルクンの刺身は美味であるにもかかわらず、現段階では干魚にされる程度で、生鮮のまま食用に供されることは少ない。

こうした状況を考えると、沖繩における食生活、とりわけ水産物にたいする嗜好が次第に変化してきていることを示しているが、なお沖繩における漁業市場はその消費性向から狭隘な状況に留まっているといえよう。

沖繩における漁業が零細規模に留まっているのも、この沿岸漁業の特殊性および市場条件の狭隘性に条件づけられているといっても過言ではない。だが、このことが「少品種多量」生産を条件として、生産・流通・販売における「独占」の成立を、沖繩漁業の場合には困難にしているという側面もある。

もっとも最近では、タイ類やハタ類あるいはミー類などの場合でも、漁業協同組合によって共同出荷されているが、なお多くの漁協では、直接那覇へ輸送するか、あるいは名護のように地域的な市場に留まっている場合が多い。

最近の沖繩県におけるスーパーでは、冷凍魚のパック販売も行われているが、その商品は本土からの移入品が多いのも問題となるところであろう。

(ロ) 鰹および鮪の場合

沖繩漁業で比較的大規模に営まれているのが近海および遠洋漁業である。その漁業種類も、すでにみてきたように、鰹と鮪に代表されるものである。

鰹については、本土での過剰生産と消費の相対的な伸び悩みから市場価格が低迷している。鰹節の加工も池間漁協や本部漁協などでは行われているものの、これまでに随分と多くの加工場が閉鎖されてきた。近代人の感覚にあった新製品の開拓などの努力がなされているが³⁾、なお本土市場で十分な販路を見出すまでには至っていない。

鰹節の生産地である池間漁協では、「市場価格が高くて、那覇まで持って行っても採算がとれない。平良市でセリにかけて魚価を安定する方針をとっている。沖縄生産の鰹節は本土の品よりも200円ほど高いが、それだけ品が良いということだ。本土復帰後は本土の市場に価格が左右され、独自に価格が設定できなくなった。この点から言えば、本土に復帰する以前の方が、つまりドルの時代の方が良かった⁴⁾。」と言っている。

このことは、本土復帰によって沖縄圏域における独自の市場構造が消滅して、全国市場へと統合されることによって生じてくる価格変動の問題が漁業にも現れていることを典型的に表現されているとみなければならない。

鮪についても、多くの場合、直接に本土へ陸揚げされるので、輸送上の問題はないが、市場価格が本土価格によって、つまり独占による価格決定がなされているということが問題であろう。

しかしながら、先島地方における鮪の販売については、その輸送に大きな問題がある。たとえば、与那国漁協ではカジキ鮪がとれても、現在のYS11型機では輸送することが思うようにならず、これを石垣島まで6時間かけて船で運搬し、かつ航空機で那覇まで空輸しなければならない。また石垣漁協の場合でも、獲れた鮪を本土に移出する場合、いちど那覇まで空輸し、さらに本土まで空輸するという状況がある⁵⁾。このような水産物輸送の困難性は、単に経済距離（航空運賃の高さに起因する）を大きくするというだけでなく、さらに使用価値（鮮度）の低下によって商品価値が減価するという事態が生ずる。これを防ぐには缶詰等の加工が必要であるが、「沖縄では缶詰類の加工が皆無に等しいため、まぐろ、さば等の水産物缶詰のほとんどを移入に依存している⁶⁾。」という状況にあるのも大きな問題となっている。

(2) 漁場調整問題

この問題については、まず漁業の取り締まり概況を紹介しておこう。

「沖繩総合事務局における漁業取締りは、外国漁船の我が国領海及び漁業水域内での不法操業の防止並びに国内漁船の漁業関係法令の遵守励行に関する指導を行い、もって漁業秩序の維持確立を図ることを目的として実施している。漁業取締りに際して、我が国領海及び漁業水域内において外国漁船の不法操業を確認した場合は、直ちに、警告し、又は操業を中止させて領海外及び水域外へと退去させている（中略）

国内船に対しては、漁業法をはじめ漁業関係法令の定める漁業許可、操業区域、許可の制限等についての指導取締りを重点的に行っている。⁷⁾

上記の文章で、「外国漁船」というのは主として「台湾漁船」であり、本土復帰後は領海内で操業をしている事例は少なかったが、昭和54年頃より増加傾向にあり、領海内で操業している隻数は年間10～30隻に達している。⁸⁾

また国内船については、沖縄県の漁業調整規則に違反した場合に検挙しており、その隻数は昭和56年から58年にかけて平均34隻となっている。⁹⁾

こうした不法な操業ではないが、それでも漁民相互間で反目が生じている場合がある。

その一例として、与那国漁協では次のように述べている。「本土復帰のどさくさに紛れて、大・中型捲網漁船(100～200 t)の操業区域が地元の意向も聞かずに設定された。これらの漁船は3～5隻とやってきて、地獄網といわれる目の細い(12～13節)網を使って、カジキマグロの餌となるムロアジを根こそぎ獲っていく。これをやられると、1週間から10日ほど魚がやって来ない。これが春の2月から6月までのカジキの最盛期であるだけに与那国漁民の死活問題となっている。どこの船かといえば、長崎県の五島列島にある奈良尾の漁船である。¹⁰⁾

このような与那国漁協の苦情について、長崎県の奈良尾漁協では「現在、奈良尾には6社の漁業会社がある。しかし、沖縄の方へは余り漁に行かない。漁で使っている網の糸は16本か18本の大きさで、前者の場合は9節、後者の場合

だと8～9節である。そのような漁業会社があるかもしれないが、事実関係は明確ではない。ある漁業会社へ直接尋ねてみたが、8～9節の網を使っており、12～13節というような網は使っていないという返事であった。¹¹⁾という状況説明であった。

捲網漁業は省令および沖縄県漁業調整規則第36条で沖縄の地先より2万メートル以内の水域では、沿岸漁業および沿岸漁業資源を保護するために操業が禁止されているが、捲網漁業者にしてみれば、この禁止水域を縮小して入会で操業すべきだという意見もある。

また最近、大きな問題となっているのがパヤオ（浮魚礁）をめぐる問題である。このパヤオについては、「かつお類の生産量は、（中略）浮魚礁（パヤオ）の設置等により、沿岸水域におけるかつお漁業の漁獲量が増加した…（中略）。今後は浮魚礁の増設により、その漁獲量は増加していくものと期待される。¹²⁾」と言われ、「管理漁業の典型になるであろう」とも言われているものである。¹³⁾

具体的な問題としては、次のような事実がある。伊良部漁協が「パヤオは南方カツオ漁業がキャビアンで始めたのが最初であった。言葉としてはミンダナオの島民が使っていたものである。日本では、伊良部漁協が昭和57年に700～800百万円の補助を貰って行ったのが最初である。次に八重山漁協がやり始めた。問題なのは、地先から13～14海里の水域にパヤオを3～4基を設置するのであるが、宮崎県の船団は公海上であるという理由にして、20海里ほどの水域に一回で20基も設置するので、魚が回遊してこないことである。¹⁴⁾」と言い、糸満漁協でも、「パヤオを去年設置したが、効果はある。行政側も指導しているし、パヤオ漁業で各漁協も活気づいている。パヤオは漁業調整委員会で設置場所をきめているが、問題なのは宮崎県の船が設置することである。宮崎の船というのは南郷の69t型である。宮崎は公海上であるし昔から操業していたという理由で、沖縄県が設置している潮上(2万mより外)に設置するので、マグロが回遊して来ない。これがトラブルの原因である。パヤオの管理も重要な問題であり、どこのパヤオでどれだけの水揚げがあるかの調査が必要である。また、遊漁者からも利用させてくれと言ってくるが、糸満の場合には、駄目だと言っ

て追い返している。それを認めて入漁料を取っている組合もある。¹⁵⁾と
 いる。久米島漁協は「宮崎県南郷町の59 t, 69 t 型の漁船がやってきてパヤオ
 荒らしをする。宮崎の県漁連にも出掛けたり、鹿児島県を含めた三者協議会を
 開いているが、解決できないままである。去年の12月18日に南郷町の漁業者に
 抗議する漁民大会を開いた。」¹⁶⁾とやっている。同様に、「パヤオ周辺水域で操業
 する場合には、パヤオの設置地点から2千米は離れるという一応の取り決めが
 あるが、南郷などはすぐ近くで操業している。船名を確認に行くときすぐ離れる。
 どうも宮崎は規則を守らない。大型船で根こそぎやっていくから、一週間ぐら
 い魚がつかない。」¹⁷⁾という与那原漁協の苦情もある。

これに対して、宮崎県は「パヤオは慶良間諸島の南方に設置している。従っ
 て、伊良部の潮上論は通用しない。糸満が言うのであれば理解できる。しかし、
 現代の法制度のもとでは、公海上にパヤオを設置しても問題はなく、沖縄が言
 うような排他的権利はない筈である。もっとも道義的なものはあるので、紛争
 防止を図るためには現実的な解決方向で話し合いを進めている。沖縄がパヤオを
 設置しているために、日向灘沖はもとより宮崎の沿岸漁業や高知の鰹漁業など
 のように本土側でも漁業の変化が生じているので、この問題については、全国
 的な問題として把握することが重要である。」¹⁸⁾としている。

また宮崎海区漁業調整委員会では「(1)本県かつお船（大臣許可）と沖縄、鹿
 児島両県の沿岸漁業者との間で、浮魚礁の設置及び利用に関し、紛争が生じて
 いる。(2)相当沖合に設置されている浮魚礁においてさえ、独占排他的な権利主
 張がなされている現状から、今後魚礁のような新しい手法での漁場開発が推進
 され、多額の投資がなされるようになると、その投資に見合う権利主張がます
 ます多くなることが予想される。(3)このため、浮魚礁のような新しい漁場開発
 に対応した漁場管理システムの確立を図る必要があると考えるが現行法体系の
 もとでは限界があるので、漁業制度の抜本的な見直しが必要である。」¹⁹⁾とし、
 水産庁に対して「近年、わが国周辺水域の高度利用を図るため、沿岸沖合域の
 漁場整備開発が推進されているが、事業効果（経済効果）の面だけの追求でな
 く、漁場調整上の視点からも総合的に検討していく必要がある。」²⁰⁾という要望

を出している。

このパヤオについては、沖縄県内でも南郷町漁民との協力的な利用形態を考える必要があるという意見もあり、沖縄漁民だけでなく、その他の漁民の生活に関する問題であるだけに、その解決方向は多難である。しかし、この問題の根底にあるのは、社会的性格をもつ水域を私的に占有するという矛盾をもった制度が前提となっていることである。したがって、私的な利害関係を固執する限り、この問題の抜本的な解決方向を見出すことは出来ないという認識をもつべきである。この問題を克服するためには、国際的な視野も含めながら、中小零細漁民が漁業を営み、かつ漁民の生活と権利を保証していくという視点にたつて、漁業に関連した諸制度の民主化をはじめ、漁業における経済的民主主義を図っていかねばならない。

この他に、沿岸漁業で問題となっているのが潜水漁業（電灯潜り）である。「困ったことにこの漁業については、行政側でも許可しており、専門業者もいる。しかし、遊漁者もこの漁業を行い、ブダイなど根こそぎ採っていくので、資源保護という点では好ましい漁法ではない。」²¹⁾という平良市漁協の意見や「電灯もぐり（水中銃を使う）は10年前に比べると半減したが、那覇周辺からやってくる密漁者が多い。漁業権管理委員会で取り締まっている。漁協は事業体であると同時に運動体でもあり、魚種別部会を作って、部会の自主的な活動として資源管理をおこなっている。」²²⁾という対策をしている伊平屋漁協や「密漁者（本島からのダイバーが多い）を見つけると海上保安庁へ連絡する」²³⁾という伊是名漁協もある。

(3) 漁業環境問題

(イ) 沿岸漁場環境問題

この問題については、本土復帰後に増加した公共事業、とりわけ、土地改良事業やリゾート地域の開発との関連で、海岸へ赤土が泥流し、藻場が壊滅的状况となって、漁業資源が枯渇してきているという苦情が多い。恩納村、名護市、本部町といった沖縄本島の東部東村をはじめとする本島西海岸、あるいは石垣

島（川平湾）や小浜島をはじめとする先島諸島でも赤土による漁場環境悪化の問題が生じている。この赤土の流出については、溜池（沈下池）を作って対処しているが、雨が降ると溢れ出るという状況や、二段、三段と流出防止の柵を作っても、赤土の流出を防ぐことが出来ないという対応策の不十分さも指摘されている。

恩納村漁協では「本土資本によるリゾート開発によって、あるいは米軍の射撃場から、雨が降ると干潟に赤土が流出して、アサリをはじめとする二枚貝が被害を受けた²⁴⁾」と言い、名護市役所では「赤土のため珊瑚がなくなり、もずくが大打撃を受けた²⁵⁾」と言っている。また糸満漁協では「大型定置網がクチャ（赤土）で駄目になった²⁶⁾」という事態も生じている。

この赤土問題については、糸満漁協は「クチャの件については、農地が痩せているので3～5年に一度は客土をしなければならない。雨が降ると、この客土が流出するわけだが、防砂堤を二段、三段に組んでも役に立たない。雨の後には1.2～1.7キロメートルほどの沖合まで真っ赤になる。比重が大きいので海岸に沈澱して流されるということはない。海が荒れ、波が立つと再び赤くなる。宮古では、9～10月にもずくの種付けを行い、12月には2～3センチに成長するが、これが雨で駄目になる。藻場づくりをはじめ、珊瑚、貝類、藻類に被害は及んでいる。クチャが底に付くと、黒真珠にミミズや虫が入り、身が萎縮して死んでしまう。防止対策を徹底的にやらないと、沖縄の沿岸漁業は壊滅してしまう危険性がある。県の方では赤土流出に関する対策協議会を作っており、汚染に関する調査報告書があるはずである。」²⁷⁾と述べている。

また、名護漁協では、「本土復帰以後、公共事業が増加し、最近は土地改良事業による赤土問題が生じている。県は法的に問題がないとしているが、現実の問題として早急な対策をたてねばならず、漁業調整委員会で土地改良と沿岸漁業との調整を図るよう努力している。」²⁸⁾と言っている。

ところで、「もずくの養殖で困るのは赤土である。漁民は何十回となく種付けをするのだが、荒天になると5センチほどで切れてしまう。これが一番こわい。もずくの計画的生産なんてことは現段階では不可能である。」²⁹⁾という伊是

名漁協に対して、「農作物のコストを下げるためには土地改良もやむを得ない。むしろ灌漑施設がないので「水溜め」を造っている。沈澱池（溜池）を造って、赤土は流れるが、土砂は流れないようにしている。台風などの天候異変は止むを得ないし、ある程度の赤水は仕方ない。」³⁰⁾というような対立した意見も伊是名役場にはある。ここでは、より多くの生産（利潤）をめざすという資本主義的生産様式に起因する地域農業と地域漁業との対立関係が現れているとみてよいであろう。

このような問題について、沖縄総合事務局農林水産部は次のように述べている。

「沖縄は多数の島しょからなり、それが広範な水域に散在していることなどから、沿岸漁業の漁場環境は総じて良好であるが、近年、人口集中、土地開発、観光地開発等のため、油流出、赤土流出、基地からの薬品による汚染やオニヒトデによるサンゴの食害等の漁場破壊が発生し問題となっている。油による漁場汚染は、船舶、石油精製工場等における各種装置の操作ミス、沖縄周辺水域を航行するタンカー等からのバラスト水、ビルジ、スラッジ等の油性混合物の海洋投棄等が主な原因となっている。」³¹⁾

上記の引用文からも判るように、沖縄周辺海域の漁業環境は急速に悪化しつつあり、これが国防上の問題をはじめ、農業、観光業、製造業、海運業など他業種との競合問題などによる多面的性格をもっているだけに、その解決は極めて困難な状況になっているといえよう。

(ロ) 国際漁業環境の問題

周知のように、戦後における日本の漁業振興政策は、「沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へ」という方向で展開してきた。各国における領海200海里宣言は、この日本の漁業政策を根底から揺さぶるものであった。いま、その歴史的な展開過程を年次的に概観するならば以下のようになる。³²⁾

1970. 5. 8：領海200カイリを主張する中南米9か国は、モンテビデオでの会議の結果すべての国が独自の領海を設定する権利を認める宣言を採択。

1974. 6. 20:第三次国連海洋法会議・第二会期開催。13か国が参加し、結論は得られなかったが、200カイリ水域設定が世界の大勢であることを示す。
1975. 4. 24:第三次国連海洋法会議のエベンソン委員会、経済水域を200カイリと規定。
10. 14:アイスランド、漁業専管水域を50カイリから200カイリへ拡張宣言。
11. 5:メキシコ、200カイリ宣言。
12. 23:EC委員会、加盟国の漁業専管水域200カイリとするよう勧告。
1977. 3. 1:米ソ両国、200カイリ漁業専管水域を実施。
1978. 4. 1:パプア・ニューギニア及びニュージーランド、200カイリ宣言。
1979. 8. 29:フィリピン政府、200カイリ宣言。
11. 1:オーストラリア政府、200カイリ宣言。
1980. 3. 21:インドネシア政府、200カイリ宣言。
7. 22:タイ政府、200カイリ宣言。

領海水域200海里の設定に関する国際的な推移の過程をみるならば、沖縄が本土復帰した1972年以降において、海外における漁場環境が急速に厳しくなっていた経過が判るであろう。特に、本土復帰以前における沖縄の漁業が、日本本土と同様に、遠洋漁業への展開を図っていただけに、この国際的な漁場環境の変化は沖縄における漁業構造を大きく転換させる原因ともなったのである。このことは、沖縄における漁業形態別にみた漁業生産量の年次の変化をみても、明らかであったことである。この点については、「沖縄における遠洋底びき網漁業や遠洋かつお・まぐろ漁業は太平洋、インド洋、大西洋にかけて操業していたが、200海里時代の到来などの国際情勢の変化に伴い、非常に厳しい状況にある。遠洋底びき網漁業については、55年に沖縄漁船は撤退しており、また、遠洋かつお、まぐろ漁業についても、漁業経営基盤が弱体な上に、燃油及び諸資材の高騰と200海里漁業規制の強化などにより漁業環境が悪化したため、廃業が相次ぎ、47年には80隻あった許可隻数が58年8月現在わずか6隻となって

いる。」³³⁾という文章によって表現されている。

問題は、沖縄漁業の「経営基盤が弱体」といわれる内容である。つまり、許可漁業の場合にはその市場支配力との関連も含めて資本力の大きさが重要となり、また海外における沿岸漁業の場合でも、現地資本との合併などが可能となるような資本力の大きさが必要となるのである。沖縄漁業が中小零細規模であったため、復帰後においては、独占的な本土資本との競合関係において、遠洋・近海漁業は大きな困難に当面し、かつ専管水域200海里問題が条件となって、いまや本土復帰における「沿岸漁業より、近海漁業・遠洋漁業へ」と言ったスローガンは後退し、逆に「遠洋・近海漁業より沿岸漁業へ」という縮小的方向へと転換せざるを得ない状況に追い込まれつつあるのである。

(イ) 米軍演習水域の設定による漁場制限問題

アメリカ軍による演習水域の設定とそれに伴う漁業操業の制限については、一般的には昭和27年7月22日に施行された法律第243号、すなわち「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律」によって規定されている。この法の第1条では、「内閣総理大臣は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年6月条約第6号）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍又は海軍が水面を使用する場合において、必要があるときは、農林水産大臣の意見をきき、一定の区域及び機関を定めて、漁船の操業を制限し、又は禁止することができる。」とされている。続いて、第2条では、「国は、前条の規定により制限又は禁止により、当該区域において従来適法に漁業を営んでいた者が漁業経営上こうむった損失を補償する。」となっている。

沖縄の本土復帰に伴って、つまり「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（1971年6月17日）」の発効に伴い、昭和47年5月15日の総理府告示第15号によって、沖縄でもこの漁業制限法が適用されることになったのである。

さらに昭和47年6月15日付けの防衛施設庁の告示第12号によって、米軍に提

供する水域として、沖縄周辺に39の水域が指定され、この39の指定水域のうち、31の水域が漁業の制限水域となっている。これらの水域は「訓練水域」と「陸上施設関係」とに分かれ、前者はホテル・ホテル水域（沖縄東方海上 50 km）、インディア・ホテル水域（沖縄東南海上 330 km）、マイク・マイク水域（沖縄東南海上 120 km）の三水域、後者は安波訓練場水域（国頭安並海岸）他となっている。

その後、米軍基地の返還などにより、昭和59年10月6日の防衛庁告示第14号では、31の水域に減少したものの、基本的な制限水域は変わらず、その内訳は陸上関連区域20、海上演習場区域11となっている。

こうした漁業制限水域の設定が、沖縄漁業にとって大きな障害となることは明らかであるが、それ以外にも沖縄の米軍基地による漁業被害が生じている。その顕著なものを列記すると以下のようになる。

昭和48年1月19日：北谷村では「陸軍病院の発電所からオーバーホールした際の廃油が排水溝を通じて海に流出し、沿岸一帯を汚染し漁業にかなりの被害を与えた。³⁴⁾」

昭和49年9月24日：同北谷村では「基地内で散布された殺虫剤ダースバーンが降雨により排水溝から海へ流出、沿岸を汚染するとともに多量の死魚が浮いた。³⁵⁾」

昭和50年6月：名護市では「キャンプ・シュワープの汚水沈澱槽が機能せず、海域約 250 m 先まで敷設されているコンクリート溝から、し尿等が海域へ排出し、大浦湾及び辺野古岬周辺の刺網等の漁具に被害が発生した。³⁶⁾」

昭和51年2月25日：北谷村では「基地内モータープールから廃油を集荷運搬中の車輛がドラム罐を路上に落としたため油がこぼれ、排水溝を伝って海域を汚染、クロダイ・アジの稚魚等に被害を与えた。³⁷⁾」

問題はこれだけではない。米軍あるいは自衛隊の演習によって沖縄漁船の操業が極めて危険な状態に晒されるという事態も発生している。極く最近の事例では、1987年7月23日に、「沖縄本島南方の訓練空域下の太平洋上では、23日、操業中の那覇市のマグロはえ縄漁船第一徳丸（18トン）の近くで、戦闘機ら

しい飛行機からとみられる落下物が爆発する事故があった。³⁸⁾」という事実があり、また、これは漁船ではないが、「沖縄本島近くの東シナ海を航行していたマレーシア船籍の貨物船ボメックス・サガ（5,922トン）が27日午後8時40分ごろ、那覇市の北西約百キロの海上で、『国籍不明の航空機からロケット弾のようなものを撃ち込まれ乗組員一人がけがをし、自力航行ができなくなった』と第十一管区海上保安部（那覇市）に救助を求めてきた。³⁹⁾」という事実もある。後者の場合、この国籍不明機は米軍のもので、「貨物船を島と誤認して爆撃する。⁴⁰⁾」という杜撰な訓練状況が問題となった。こうした状況は、沖縄漁船のみならず、沖縄近辺を航行する船舶にとっても危険となっている。

防衛庁から沖縄分として支出される予算のうち、漁業補償は昭和57年度に872百万円、以下58年度958百万円、59年度1,079百万円、60年度1,212百万円、61年度1,223百万円と上昇してきている。⁴¹⁾

また操業制限法による漁業損失補償支払い実績については、本土復帰以降の昭和47年から55年までの9年間に4,174百万円（年間平均約460百万円）、昭和56年646百万円、同57年668百万円、同58年705百万円、同59年734百万円、同60年777百万円となっている。つまり昭和47年から60年にかけて総額7,704百万円が漁協を中心に支払われている。⁴²⁾

なお、本土復帰後から昭和60年にかけて、各漁協が受け取った漁業損失補償金についてみると、伊江漁協（810百万円）、勝連漁協（754百万円）、久米島漁協（745百万円）、与那城村漁協（683百万円）が多く、続いては糸満漁協（546百万円）、那覇地区漁協（461百万円）、渡名喜村漁協（421百万円）となっており、以下3億円以上4億円未満が2漁協、2億円以上3億円未満が2漁協、1億円以上2億円未満が9漁協、1億円未満が28漁協となっている。なお漁協ではなく、その他（個人、団体）に支払われた漁業損失補償金がこの間に128百万円ある。⁴³⁾

これ以外に、昭和56年以降、「漁業見舞金」が沖縄県近海鮪漁業船主会、沖縄県近海鮪漁業協同組合、那覇地区漁業協同組合の三者に支払われており、その額は累年で、それぞれ78百万円、54百万円、5百万円の支払いを受けている。

問題点としては、年々における漁業損失補償金を各漁協の生産額と比較した

場合に、どのような状況になるのかということである。念のために上位の三漁協と三町村における漁業生産高とを対比してみると次のようになる。

第(6)表 漁業損失補償金と漁業生産高の対比（伊江、勝連、久米島各漁協）
（単位：百万円）

漁協	伊江		勝連		久米島	
	補償額	生産高	補償額	生産高	補償額	生産高
昭和56年	70	331	63	365	66	525
57年	71	302	66	376	69	436
58年	75	322	68	928	72	414
59年	80	385	71	406	76	496
60年	80	434	74	373	78	691

【沖縄の米軍基地】、昭和62年、沖縄県総務部知事公室、253ページ。

【伊江島】、昭和62年度村勢要覧、資料編、4ページ。

【かつれん】、1986年町勢要覧、18ページ。

【なかさと】、昭和62年、仲里村勢要覧、38ページ。

上記の表をみれば判るように、各漁協とも、年々における漁業補償額はその町村における漁業生産額の⁴⁴⁾ほぼ20%程度になっている。確かに、即自的にみれば、かかる漁業補償は重要である。しかし、かかる補償をもその収入に含めるということが恒常化するような漁業形態は、決して正常であるとはいえない。これはまた国民的経済視点からしても好ましいことではない。また、この漁業補償金の分配に関する問題もある。

なお、各漁協から米軍の演習等に対する要望が出されているが、問題は個々の漁協だけで簡単に解決できるものではない。つまり、この問題は、日米安保体制に係わる問題だけに、その解決にむけた地道な努力が必要となっているのである。

- 1) 『沖縄農林漁業の動向』、沖縄総合事務局農林水産部、昭和60年、238ページ。
- 2) 同上書、228ページ。
- 3) 1988年8月5日、本部漁協では、鰹節の種差化を行っている他、酒の肴にあったような味付けをした鰹燻製品を切り身にし、バック商品として売っている。
- 4) 1987年8月6日、池間漁協での聞き取り調査結果。
- 5) 1986年8月6日の与那国漁協および1987年8月5日の石垣漁協での聞き取り調査結果による。
- 6) 『沖縄農林漁業の動向』、前出、237ページ。
- 7) 同上書、276ページ。

- 8) 同上の表「外国漁船の確認状況」による。
- 9) 同上書，277ページ。
- 10) 1986年8月6日，与那国漁協での聞き取り調査結果。
- 11) 1987年11月30日，長崎県奈良尾漁協での聞き取り調査結果。
- 12) 『沖縄農林漁業の動向』，前出，229ページ。
- 13) 1987年8月8日，糸満漁協での聞き取り調査結果。
- 14) 1987年8月7日，伊良部漁協での聞き取り調査結果。
- 15) 1987年8月8日，糸満漁協での聞き取り調査結果。
- 16) 1987年8月10日，久米島漁協での聞き取り調査結果。
- 17) 1988年8月9日，与那原漁協での聞き取り調査結果。
- 18) 1988年8月10日，宮崎県漁政課での聞き取り調査結果。
- 19) 宮崎県漁政課資料「宮崎海区漁業調整委員会」による。
- 20) 同上。
- 21) 1987年8月7日，平良市漁協での聞き取り調査結果。
- 22) 1988年8月3日，伊平屋漁協での聞き取り調査結果。
- 23) 1988年8月4日，伊是名漁協での聞き取り調査結果。
- 24) 1988年8月2日，恩納村漁協での聞き取り調査結果。
- 25) 1988年8月2日，名護市役所での聞き取り調査結果。
- 26) 1988年8月8日，糸満漁協での聞き取り調査結果。
- 27) 同上。
- 28) 1988年8月3日，名護漁協での聞き取り調査結果。
- 29) 1988年8月4日，伊是名漁協での聞き取り調査結果。
- 30) 1988年8月4日，伊是名村役場での聞き取り調査結果。
- 31) 『沖縄農林漁業の動向』，前出，244ページ。
- 32) 『証言・日本漁業戦後史』，NHK編集部，日本放送協会，昭和60年，280～284ページを参照。
- 33) 『沖縄農林漁業の動向』，前出，247ページ。
- 34) 『沖縄の米軍基地』，沖縄県総務部知事公室，昭和62年，289ページ。
- 35) 同上書，293ページ。
- 36) 同上書，295ページ。
- 37) 同上書，298ページ。
- 38) 『朝日新聞』（夕刊），1987年7月28日付1面。
- 39) 同上。
- 40) 同上，1988年8月16日付22面。
- 41) 『沖縄の米軍基地』，前出，231ページの「防衛施設庁関係沖縄分子算の推移」。
- 42) 同上書，253～254ページの「操業制限法による漁業損失補償支払実績」。

43) 同上。

44) 「ほぼ20%程度」というこの数字は厳密な意味ではない。例えば、久米島漁協のばあいには、仲里村だけでなく、具志川村をも含めねばならないからである。

〔補記〕 本稿は文部省科学研究費（昭和61～63年度）「特別措置法下における沖縄産業の現状と問題点」による研究成果の一部である。